



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 5 日 (金)
第 8 8 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (515) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (516) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (517) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (518) (〃) 3
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (519) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (520) (東部福祉保健事務所) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (521) (〃) 5
	種畜証明書の交付 (522) (畜産課) 6
	県道の区域の変更 (523) (道路企画課) 6
	開発行為に関する工事の完了 (524) (西部総合事務所生活環境局) 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 7

告 示

鳥取県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

病院、診療所又は薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
加藤調剤薬局	倉吉市山根531-4	平成28年6月1日
ゆり調剤薬局	東伯郡三朝町大字山田677-5	〃
医療法人 川田内科医院	米子市皆生温泉一丁目4-1	平成28年7月1日

鳥取県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局及び診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

病院、診療所又は薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
ゆり調剤薬局	東伯郡三朝町大字山田774	平成28年5月31日
加藤調剤薬局	倉吉市山根531-4	平成28年6月1日
有限会社 むらかみ薬局 久米店	米子市久米町270	平成28年6月20日
川田内科医院	米子市皆生温泉一丁目4-1	平成28年6月30日

鳥取県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地並びに居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

株式会社ハピ ネライフケア	米子市日久美町 34-12	ハピネ訪問入 浴センター	米子市彦名町2078	訪問入浴介護	平成 27 年 8 月 1 日
社会福祉法人 日翔会	日野郡日野町根 雨730	福祉用具貸与 販売事業所あ いご	日野郡日野町根雨 710	福祉用具貸与	平成 28 年 5 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業所の 所在地	介護予防事業の種 類	変更年月日
株式会社ハピ ネライフケア	米子市日久美町 34-12	ハピネ訪問入 浴センター	米子市彦名町2078	介護予防訪問入浴 介護	平成 27 年 8 月 1 日
社会福祉法人 日翔会	日野郡日野町根 雨730	福祉用具貸与 販売事業所あ いご	日野郡日野町根雨 710	介護予防福祉用具 貸与	平成 28 年 5 月 1 日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業所の 名称	居宅介護支援事業所の 所在地	変更年月日
医療法人至誠 会	倉吉市東昭和町 158	デイケアひまわり居宅介 護支援事業所	倉吉市東昭和町165	平成28年4月1日

4 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の 所在地	特定福祉用具販売事業 所の名称	特定福祉用具販売事業 所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 日翔会	日野郡日野町根 雨730	福祉用具貸与販売事業 所あいご	日野郡日野町根雨710	平成28年5月1日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の 所在地	特定介護予防福祉用具 販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具 販売事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 日翔会	日野郡日野町根 雨730	福祉用具貸与販売事業 所あいご	日野郡日野町根雨710	平成28年5月1日

鳥取県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業所の 名称	居宅介護事業所の 所在地	居宅介護事業の 種類	廃止年月日
有限会社エフ エムエルサービ ス	鳥取市秋里923 - 7	アイ・プラス薬局末 広店	鳥取市末広温泉町 565	居宅療養管理指 導	平成28年3 月12日

株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	訪問看護	平成28年3月31日
〃	〃	賀露の家	鳥取市賀露町南一丁目11-1	通所介護	〃
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町203	通所介護事業所虹の家おかじま	鳥取市南吉方一丁目46	〃	〃
〃	〃	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治593	〃	〃
社会福祉法人鳥取福祉会	鳥取市的場二丁目1	社会福祉法人鳥取福祉会訪問入浴介護ステーション	鳥取市的場二丁目1	訪問入浴介護	平成28年5月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社エフエムエルサービス	鳥取市秋里923-7	アイ・プラス薬局末広店	鳥取市末広温泉町565	介護予防居宅療養管理指導	平成28年3月12日
株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	介護予防訪問看護	平成28年3月31日
〃	〃	賀露の家	鳥取市賀露町南一丁目11-1	介護予防通所介護	〃
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町203	通所介護事業所虹の家おかじま	鳥取市南吉方一丁目46	〃	〃
〃	〃	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治593	〃	〃
株式会社さくら	鳥取市西品治780-2	デイサービスセンターさくら南安長	鳥取市南安長一丁目7-19	介護予防通所介護	平成28年5月24日
社会福祉法人鳥取福祉会	鳥取市的場二丁目1	社会福祉法人鳥取福祉会訪問入浴介護ステーション	鳥取市的場二丁目1	介護予防訪問入浴介護	平成28年5月31日

3 居宅介護支援業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成28年3月31日
株式会社さくら	鳥取市西品治780-2	居宅介護支援事業所さくら	鳥取市西品治780-2	平成28年5月24日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	鳥取医療生協鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市242	平成28年5月31日

鳥取県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
社会福祉法人 日南福祉会	日野郡日南町 下石見2315	デイサービスセンター おおくさ荘	日野郡日南町茶 屋3630-1	通所介護	平成27年4 月1日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問看護ステーション にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁 目108	訪問看護	平成28年4 月1日
”	”	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 にしまち幸朋苑	”	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	”

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
社会福祉法人 日南福祉会	日野郡日南町 下石見2315	デイサービスセンター おおくさ荘	日野郡日南町茶 屋3630-1	介護予防通所介 護	平成27年4 月1日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問看護ステーション にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁 目108	介護予防訪問看 護	平成28年4 月1日

鳥取県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年8月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人さとに田園 クリニック	さとに訪問リハビリ テーション	鳥取市里仁54-2	平成28年8月1日	訪問リハビリテー ション

鳥取県告示第521号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年8月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人さとに田園 クリニック	さとに訪問リハビリ テーション	鳥取市里仁54-2	平成28年8月1日	介護予防訪問リハ ビリテーション

鳥取県告示第522号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成28年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11388500 038	大山雲	肉用牛 黒毛和種	平成27年 5月11日	鳥取県 西伯郡 大山町	山根雲	ひろふくひさ 1	2級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試験場
11491815 043	岸小町80	〃	平成27年 5月18日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	美国桜	こまち39	〃	〃

鳥取県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年8月5日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府線	鳥取市立川町五丁目160-20地先から同市立川町五丁目99-9地先まで	変更前	8.2~19.3	293.0
		変更後	14.0~19.3	293.0

鳥取県告示第524号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成28年8月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成28年7月11日 鳥取県指令第201600059970号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字一ツ家松ノ下1185の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県東広島市西条町819-1
矢野 加奈

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年8月5日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成28年 9 月 6 日 午前10時00分から 午後 3 時30分まで	米子市上福原1266- 4 鳥取県米子警察署	米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成28年 9 月 26 日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間30分

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年 8 月 5 日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持している

もの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年9月4日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。